

令和3年12月10日

令和3年第3回神奈川県議会定例会

# 厚生常任委員会資料

(令和3年12月7日付託分)

福祉子どもみらい局

# 目 次

## 令和3年度11月補正予算

ページ

- 1 令和3年度11月補正予算の内容【福祉子どもみらい局関係】…………… 1
- 2 新型コロナウイルス感染症対策に係る福祉サービスの提供体制の維持について  
【福祉子どもみらい局関係】…………… 2

## 議案（条例その他）

- 3 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の概要  
【福祉子どもみらい局関係】…………… 4
- 4 神奈川県行政機関設置条例の一部を改正する条例の概要【福祉子どもみらい局関係】… 5
- 5 三浦しらとり園条例の一部を改正する条例の概要…………… 6
- 6 神奈川県立の障害者支援施設に関する条例の一部を改正する条例の概要…………… 7
- 7 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例の概要…………… 8
- 8 和解の概要…………… 9

# 1 令和3年度11月補正予算の内容【福祉子どもみらい局関係】

(一般会計)

(単位 千円)

内 訳 科 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳				説 明
				特 定 財 源			一般財源	
				国庫支出金	県 債	その他		
(款) 総務費	331,452	—	331,452	—	—	—	—	
(項) 青少年費	331,452	—	331,452	—	—	—	—	
(款) 民生費	342,757,288	326,403	343,083,691	128,444	—	133,737	64,222	
(項) 社会福祉費	16,176,874	—	16,176,874	—	—	—	—	
(項) 障害福祉費	72,461,326	58,929	72,520,255	39,286	—	—	19,643	
(項) 老人福祉費	118,476,206	267,474	118,743,680	89,158	—	133,737	44,579	
(項) 生活保護費	38,661,092	—	38,661,092	—	—	—	—	
(項) 児童福祉費	96,981,790	—	96,981,790	—	—	—	—	
使途を指定しない収入	—	—	—	—	—	—	—	
(款) 教育費	67,618,077	—	67,618,077	—	—	—	—	
(項) 私学振興費	67,618,077	—	67,618,077	—	—	—	—	
一般会計 計	410,706,817	326,403	411,033,220	128,444	—	133,737	64,222	

(特別会計)

介護保険財政安定化基金会計	5,800	—	5,800	
母子父子寡婦福祉資金会計	418,638	—	418,638	

福祉子どもみらい局 計	411,131,255	326,403	411,457,658	
-------------	-------------	---------	-------------	--

2 新型コロナウイルス感染症対策に係る福祉サービスの提供体制の維持について【福祉子どもみらい局関係】

4款 民生費 2項 障害福祉費

一部⑨ 障害者地域活動支援事業費

(1) 目的

障害福祉サービス等の提供体制を維持する。

(2) 内容

障害福祉サービス事業所等におけるマスクや消毒液の購入など感染拡大防止対策に要する経費を補助する。

(3) 予算額 58,929千円

4款 民生費 3項 老人福祉費

一部⑨ 介護施設等感染症対策費

(1) 目的

介護サービスの提供体制を維持する。

(2) 内容

介護サービス事業所におけるマスクや消毒液の購入など感染拡大防止対策に要する経費を補助する。

(3) 予算額 133,737千円

## 地域医療介護総合確保基金積立金

(1) 目的

感染防止対策継続支援事業（介護分）に係る財源として基金の積立てを行う。

(2) 内容

国からの交付金等を原資として基金の積立てを行う。

(3) 予算額 133,737千円

### 3 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の概要【福祉子どもみらい局関係】

#### (1) 改正の趣旨

市町村における持続可能な行政サービスの提供に向け、市町村単位では処理件数が少ない事務権限等の県への返還などに関し、地方自治法第252条の17の2の規定に基づく市町村との協議の結果等により、市町村が処理する事務の範囲及び移譲先市町村の変更に係る所要の改正を行うものである。

#### (2) 改正の内容

事務権限の返還等に伴う改正 [1項目]

社会福祉法に基づく第二種社会福祉事業（隣保事業に係るものに限る。）の開始の届出の受理等の事務について、県への権限の返還に伴い、当該事務を二宮町へ移譲する旨を規定した別表項目を削除するもの

#### (3) 施行期日及び経過措置

##### ア 施行期日

令和4年4月1日

##### イ 経過措置

この条例の施行の際改正前の項の左欄に掲げる事務に係る法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により市長又は町長がした処分その他の行為のうち、現にその効力を有するもので、施行日以後においては知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、知事のした処分その他の行為とみなす。

4 神奈川県行政機関設置条例の一部を改正する条例の概要【福祉子どもみらい局関係】

(1) 改正の趣旨

厚木児童相談所の移転のため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

厚木児童相談所の位置を厚木市水引2丁目11番7号に改める。（第9条関係）

(3) 施行期日

令和4年4月1日

## 5 三浦しらとり園条例の一部を改正する条例の概要

### (1) 改正の趣旨

三浦しらとり園の指定管理者の指定基準を見直すため、所要の改正を行うものである。

### (2) 改正の内容

ア 指定管理者の指定の基準を、社会福祉法人以外の法人や複数の法人により構成される団体にも拡大する。（第5条関係）

イ その他所要の規定の整備を行う。（第3条、第4条及び第5条関係）

### (3) 施行期日

公布の日



6 神奈川県立の障害者支援施設に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

神奈川県立さがみ緑風園に指定管理者制度を導入すること等に伴い、  
所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 施設名称を「神奈川県立さがみ緑風園」から「さがみ緑風園」に改  
める。（第2条関係）

イ 指定管理者の指定の基準を、社会福祉法人以外の法人や複数の法人  
により構成される団体にも拡大する。（第5条関係）

ウ その他所要の規定の整備を行う。（第3条、第4条及び第5条関係）

(3) 施行期日

公布の日。ただし、(2)アについては令和5年4月1日。

7 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を踏まえ、サテライト型住居の設置に係る規定を追加するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア サテライト型住居の設置に関する規定を新設する。（第10条の2関係）

イ サテライト型住居に係る設備の基準に関する規定を新設する。（第31条関係）

(3) 施行期日

令和4年4月1日

## 8 和解の概要

### (1) 目的

中井やまゆり園利用者のパンによる窒息事故について、民法第695条に基づく和解を行うものである。

### (2) 和解の内容

#### ア 件名

中井やまゆり園利用者のパンによる窒息事故に係る和解

#### イ 和解の相手方及び和解金額

##### (ア) 和解の相手方

(イ) 和解金額 2,678万9,428円

### (3) 事故の概要

令和2年10月18日（日）午前10時頃、利用者が配膳室にあったパンを食べ、のどに詰まらせる事故が発生した。

利用者は、病院に緊急搬送され、一命はとりとめたが、現在も入院し、意識が戻らない状態が続いている。

### (4) 経緯

ア 令和2年10月20日 利用者家族へ謝罪

イ 令和2年11月30日 症状固定（後遺障害等級1級）

ウ 令和3年3月3日 有識者等による事故検証報告書にて、県の過失が示されていることを利用者家族に報告するとともに、改めて県の過失を認め謝罪  
和解に係る調整を開始

エ 令和3年9月28日 利用者家族に対し和解金額を提示

オ 令和3年10月19日 和解案の内容等について合意